

○熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

平成13年10月2日  
条例第24号

別表(第13条関係)

(平20条例20・旧別表第1・全改、平25条例31・平31条例9・一部改正)

車両区分	駐車区分		利用料金	
			一般	学生
自転車	1回駐車		100円	
	定期駐車	1箇月	1,570円	1,050円
		3箇月	4,200円	2,830円
		6箇月	8,400円	5,670円
原動機付自転車及び自動二輪車	1回駐車		200円	
	回数駐車	14回	2,100円	
	定期駐車	1箇月	2,620円	1,780円
		3箇月	7,030円	4,830円
		6箇月	1万4,070円	9,660円

備考

- 「1回駐車」とは、当該日の午前6時から午後9時までの間における入場から出場までの1回の駐車をいう。この場合において、当該出場が当該日の翌日の午前6時から正午までとなる場合についても、1回の駐車とみなす。
- 1箇月の単位は、その月の初日から始まり、その月の末日をもって終わる。
- 「学生」とは、[学校教育法\(昭和22年法律第26号\)第1条](#)に規定する学校、[同法第124条](#)に規定する専修学校又は[同法第134条](#)に規定する各種学校に在学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。